



瞳は未来へ

大山

ディスクロージャー誌 2025

大分大山町農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

大分大山町農業協同組合は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「大分大山町農業協同組合のご案内 2025」を作成いたしました。

皆さまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月 大分大山町農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

大分大山町農業協同組合のプロフィール

◇設 立	昭和23年4月	◇組合員数	812人
◇本店所在地	日田市大山町	◇役員数	15人
◇出 資 金	3.2億円	◇職員数	35人
◇総 資 産	90億円	◇支店・営農センター数	2
◇単体自己資本比率	39.10%		

目 次

あいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	4
4. 事業の概況（令和6年度）	5
5. 農業振興活動	9
6. 地域貢献情報	9
7. リスク管理の状況	10
8. 自己資本の状況	18
9. 主な事業の内容	19

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	22
2. 損益計算書	24
3. キャッシュ・フロー計算書	26
4. 注記表	28
5. 剰余金処分計算書	36
6. 部門別損益計算書	37
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	39

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	40
2. 利益総括表	41
3. 資金運用収支の内訳	41
4. 受取・支払利息の増減額	41

III 事業の概況

1. 信用事業	42
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	4 9
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	5 1
(1) 購買事業取扱実績	
① 受託購買品	
② 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
(6) 福祉事業取扱実績	
(7) 介護事業取扱実績	
(8) 指導事業取扱実績	

IV 経営諸指標

1. 利益率	5 3
2. 貯貸率・貯証率	5 3

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	5 4
2. 自己資本の充実度に関する事項	5 6
3. 信用リスクに関する事項	6 1
4. 信用リスク削減手法に関する事項	7 1
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 4
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	7 4
7. CVAリスクに関する事項	7 4
8. マーケット・リスクに関する事項	7 4

9. オペレーショナル・リスクに関する事項	7 5
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	7 6
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	7 7
12. 金利リスクに関する事項	7 8

【役員等の報酬体系】

1. 役員	8 1
2. 職員等	8 2
3. その他	8 2

【J Aの概要】

1. 機構図	8 3
2. 役員構成（役員一覧）	8 4
3. 会計監査人の名称	8 5
4. 組合員数	8 5
5. 組合員組織の状況	8 5
6. 特定信用事業代理業者の状況	8 6
7. 地区一覧	8 6
8. 沿革・あゆみ	8 6
9. 店舗等のご案内	8 8

あいさつ

トランプ米政権が発足して 4 ヶ月が過ぎています。高関税を武器に対米貿易の解消や防衛費拡大を求め、各国は対抗か譲歩かの決断を迫られています。不確実性は前例のない水準に高まり、世界は株価急落と景気の減速懸念を連鎖させ、対策を急ぎ迫られています。また長期化していますロシアによるウクライナ侵攻や、イスラエルとアラブ諸国の対立などで先行きの見えない混沌とした世界の情勢が続きます。

日本の農業は、食料安全保障の確保を基本理念とする、改正食料・農業・農村基本法が昨年 5 月 29 日に成立。1999 年の制定から四半世紀を経て初めての改正となり、農政の新たな羅針盤となるものです。日本の食料自給率は 38%にとどまり、農業者や農地の減少に歯止めがかかっていません。資材費等の物価高騰による農業経営への強い危機感もあります。生産現場からは農業経営の安定と所得の向上、そして安心して豊かに暮らせる農村社会に向けた政策の強化に期待が大きく、改正基本法には適正な農畜産物価格の形成も望まれます。

大分県農業では、昨年 11 月に第 32 回 J A 大分県大会を開催し J A グループへの期待や果たすべき役割をふまえ「協同活動を総合事業で食と農を支え、豊かな暮らしと活力ある地域社会を実現する」として取り組み活動を決議しています。そして県や J A グループ大分で設置し農業振興策を進める「大分県農業総合戦略会議」の決定等に基づき、米依存から高収益が見込める園芸作物への構造転換等に取り組んでいます。

大山町農協においても営農活動の更なる強化と、安定して稀少価値の高い高品質の農産物の生産と増大ができ高付加価値販売ができるように、各生産部会より技能・技術の優れた方を推薦していただき契約指導員として委嘱し、連携を強化してまいりましたが大きな成果に至っていません。

高齢者の方々の生き甲斐の場として開設しました「地域集落文産農場」は国や県もモデル事業として期待をしていますが、収支改善がすすみ軌道にのることが求められます。主要産品の梅と李についても地球温暖化の異常気象等の影響をうけ、大幅な生産の減少となりました。大山農協の経営を支えています外需事業の菌茸事業、食品加工事業、木の花ガルテン事業も収益が大幅に減少しています。喫緊の対策と改革改善をしなければなりません。

年度の最終日 3 月 30 日には、木の花ガルテンの出店先、トキハグループの基幹サーバーへのサイバー攻撃が判明して、翌日より出荷ができない状況が続いています。一昨年移転開設した鎌手支所の金融窓口では人材の確保ができず休止が続き、支所地区の皆様にご不便とご迷惑をおかけしていますが再開を急ぎます。ミニストップは順調に売り上げも伸びて収支が整いました。今年度も法令遵守管理、不祥事未然防止、効率的事業体、そして経営の健全性と財務の強化に取り組んでまいりましたが、期待に応えられる結果が出せませんでした。

この一年事業計画に基づき、農家・組合員の暮らしの豊かさと地域の活性化を最優先に農協としての使命と責任を果たすべく、役職員一体となり目標と計画達成に邁進してきましたが、力不足は否めず満足のいく結果は残されていません。厳しい環境の中で、この一年間皆様方の温かいご支援とご協力に心より感謝とお礼を申し上げます。報告を申し上げます。

大分大山町農業協同組合
代表理事組合長 矢羽田正豪

1. 経営理念

大分大山町農協運営の理念

1. 我々は一致団結して、豊かな活力ある農村づくりに励みます。
2. 地球環境と生命体を大切に生産と包装に取り組みます。
3. 生活者に評価される産品を開発し、新鮮で安全なものを提供します。
4. 快適で文化の享受できる農村社会を興し、次世代に引き継いでいきます。
5. 世界の町や村、そして都市と農村の交流の輪を広げて進化していきます。

大分大山町農協が目指す方向

1. オーガニック（有機無農薬）農業を推進します。

市場では都市生活者の自然・健康志向から原材料、栽培方法、産地などにこだわった「オーガニック」産品が本流となりつつあります。そのような時代を先取りした有機農産物の生産に取り組めます。

2. 消費者の求めている安心・安全・健康な食品の生産をします。

環境に負荷となる化学合成農薬、化学肥料、生産資材等の使用をやめ、農協で生産される有機肥料「オネスト250」（有効微生物群が豊富なゲルマ酵素入り）をふんだんに施用して、おいしくて元気な農産品を提供します。

3. 時代に即応した流通の開拓を行います。

農産品をはじめとする食品の流通が大きく変化してきています。青果市場、小売店等の動向を見ながら「コスト削減を図った市場流通」を開拓していきます。

4. 高付加価値産品開発に努め、収益率の高い農業をめざします。

耕地に恵まれない大山産品は他産地のものとひと味違った「安全、安心、健康、そして美味しいこだわりの産品」でなければなりません。生活者の方々が安心して食べられるもの、そして「感動が残るもの」そのようなものには高い評価が得られます。

5. 若者が継ぎたくなる快適農業を推進します。

「この町に若者が残るか」そのような魅力ある農業の開発が求められます。老壮青のバランスのとれた「親子三代農業」の実現が理想です。

6. 週休三日の余暇で文化の創造を行います。

農村に暮らしていても都市のような文化的生活を享受できるようになれば…逆に「農村こそ真のパラダイス」理想的な生活圏となります。年間労働時間 1,456 時間（28 時間／週）で実り豊かな楽しい生活をつくり出してください。

7. 都市と農村との交流事業をすすめます。

五馬媛の里での体験交流、梅・スモモ・キノコ狩りツアーや市場関係者、生協の組合員、木の花ガルテン利用者等、都市生活者に農村のもつさまざまな資源・生活・文化を紹介し、交流を深めながら「新鮮な農産品を提供」していきます。

8. 公的年金プラス給与で安心して暮らせる豊かな老後の生活保障。

高齢者の方々が農協施設「地域集落文産農場」の快適な環境の中で、しかも軽労働の作業で給与が支給されます。「農村は民族の母であり、宝の山です」無限の可能性を秘めています。

2. 経営方針（リレバン）

- ◇ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦
「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、増加している加工・業務用需要を取り込むべく、外食・中食業界に対する直接販売に取り組みます。また生産資材価格の引き下げを実現するため、競合するホームセンター等の商品の価格・品質を把握し、同等の商品でJAの取扱価格が高い場合は、仕入先との協議等を行い、弾力的に価格・手数料設定を見直し、生産資材価格の引き下げに取り組みます。
これらの取り組みを通し、中期経営計画で策定したとおり、令和6年度までに販売品販売高を28億円へ拡大します。
- ◇ 「地域の活性化」への貢献
総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、厚生、旅行、介護、直売・加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。
- ◇ 健全経営の為の取り組み
「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。
農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。
自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。
- ◇ 営農・経済事業部門
営農・経済事業部門担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。
さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、GI（地理的表示保護制度）への登録を通じた農畜産物の高付加価値化、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。
- ◇ 信用事業部門
組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。
- ◇ 共済事業部門
JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和6年度）（法定）

【金融事業部】

1. 信用事業 組合員・利用者の満足度向上を目的とした「農業と地域に貢献できる金融機関」として、より「便利」でより「安心」な信用事業を目指し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るため、事業推進体制の強化に取り組みました。
 - 1) 農業所得の向上を目標に、農業経営に関する幅広い用途に利用できる、アグリマイティ資金を中心に融資や相談を行いました。
 - 2) 「くらし」については、住宅ローン、マイカーローン、教育ローンの相談や、年金、給与振込の新規獲得に取り組みました。年金及び給与振込口座獲得は、目標を達成することができました。また、総貸出残高は前年度並みに推移しました。
 - 3) 「地域」については、詐欺等に合わないよう、声掛けなど啓発活動に取り組みました。地域内で詐欺被害等の報告はありませんでした。
 - 4) 「業務の効率化」については、令和6年10月より窓口業務の新システム移行に伴い、簡易手続きへの案内やJAバンクアプリ、JAネットバンク利用促進を行い、窓口での手続きが簡便、確実、迅速にできるように取り組んでいます。
 - 5) 鎌手支所金融業務が人材確保できず休止して、支所地区の皆様にご迷惑をおかけしています。
2. 共済事業
 - 1) 共済推進は、農事主事、協力員、組合員皆様のご協力を頂き、推進に取り組みましたが、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提案が最良・最適にできず、目標を達成することができませんでした。
 - 2) 短期共済は、組合員の皆様や代理店よりご協力を頂き、推進に取り組みましたが、自動車保険契約の件数が落ち込み、目標を達成することができませんでした。共済金の支払は迅速に対応できました。

【営農事業部】

1. 営農指導
 - 1) 農業生産の拡大
 - ① 異常気象等により梅・すももともに販売金額が5,000万円を割る大幅な減収となりました。
 - ② 菌茸事業部、えのき部会と連携して、出荷量3,000トンの達成に向けて取り組みましたが、目標を達成することができませんでした。
 - ③ 「大山梅・すもも再生プロジェクト」は、先進地視察、新品種導入、結実対策に関する実証実験、優良苗継続のための取り組み、栽培講習会等を行い、栽培技術の向上に取り組みました。また、栽培面積の拡大目標、梅2ヘクタール、すもも0.5ヘクタールについては、ほぼ達成しましたが、異常気象等による結果不良等で生産量が落ち込み課題が残りました。
 - ④ 大山町内外の木の花ガルテン出荷者の確保と周年栽培による品質の高い農産物出荷を目的に、年間2回の栽培講習会を開催しました。
 - ⑤ 環境負荷に配慮した持続可能な大山オーガニック農法の推進を目的に、オネスト250の年間供給量39,000袋に取り組みましたが、目標を達成することができませんでした。
 - ⑥ 国の肥料高騰に対する事業で、延べ57戸、36.8万円の補助を行いました。
 - ⑦ 農業機械などを積極的に農家に貸し出し、農作業の効率化、省力化に対応しました。
 - 2) 遊休地対策・担い手の育成

①新規就農対策として行っているエノキファーマーズスクールは、今までの卒業生は6名となります。一部、軌道に乗っていない卒業生もありますが、県・市・農協・部会と協力して支援しています。また、新規就農者等、多様な担い手に対し、各生産部会の協力を得て幅広い営農支援を行いました。

②行政と連携した「担い手農地集積事業」を活用して、個別に遊休地の斡旋等を積極的に行いました。

③農作業の効率化、省力化に対応するために農業機械などを購入して農家に貸し出す制度を作りました。

3) 生産部会・営農指導の強化

①生産部会の活動強化を図り、高品質な農産物栽培に取り組みました。

②契約指導員制度を活用し農家の栽培技術の向上、営農指導員の研修会を行いました。

4) 地域の活性化

①「五馬媛の里」事業では、「桜を愛でる小宴」を開催し1シーズンで約800名の集客がありました。また、水稻（古代米含む）の栽培、梅加工用として「シソ」の契約栽培を行いました。

②地域集落文産農場では、高設クレソン栽培を中心に新品種野菜の実験農場、シソを中心とした契約栽培、梅新品種の試験栽培など、農協が雇用する高齢者の方達が軽労働で快適に取り組める生産を行いました。

2. 資材・中津尾工場

1) 資材

①オネスト250の年間供給量39,000袋に取り組みましたが、目標を達成することができませんでした。

②笑顔で接客することに心がけ、生産・出荷資材の販売時に適切な営農指導ができるように職員の資質の向上に取り組みました。

③肥料、農薬、資材等の高騰対策として共同注文等を行い、組合員の生産コスト削減に取り組みました。

④廃ビニール、廃農薬の回収を積極的に行い、環境に配慮した大山農業の推進を行いました。

2) 中津尾工場

①オネスト250の製造マニュアルを遵守し、品質の高い製品の製造に努めました。

②オネスト250、堆積堆肥の安定供給を図るため在庫管理の徹底を行いました。

3. 販売

1) エノキ茸は年間を通じて高単価を維持することができましたが、出荷量については、各市場のニーズに応えることができませんでした。

2) 梅の選果場出荷量は昨年の4割程度に落ち込みましたが、高単価で販売することができました。市場の信頼を得るためにも毎年の安定した出荷を維持することの大切さを考えさせられた年になりました。

3) すももは、収穫間際にヒヨドリの被害を受け大幅な減収となりました。

4) クレソン、ハーブ類は、高齢化、異常気象などにより生産量が減少しましたが高単価で推移しました。

5) すべての出荷産品が高齢化と自然災害等の影響のため減少しており、今後の大きな課題です。

【流通加工事業部】

1. 渉外

- 1) 取引先や消費者から収集した情報を活用することができず、木の花ガルテン・新開工場と連携した商品開発を進めることができませんでした。
- 2) 取引先と商品群のすべてを総合的に見直す中で、販売数が少ない商品については、製造を中止し、効率的な生産販売体制に取り組みました。すべての取引先を総合的に見直し、重点取引先へ外商活動を強化するように業務体制を変更しました。
- 3) 新規取引先の開拓については、小口取引は始まりましたが、大口の取引先の開拓ができませんでした。

2. 新開工場

- 1) 製造効率を重視した計画製造で原価抑制に努めましたが、原材料・資材等の価格高騰が収まらず大きな効果は得られませんでした。
- 2) おせち事業では、販売数量の減少があり、商品内容と販促方法に課題が残りました。
- 3) 関係法令を順守し、HACCP に沿った衛生管理・製造管理での製品製造を行いました。

3. 木の花ガルテン

- 1) 新規出荷者として 20 名の方を登録いたしました。
- 2) 今年度は、異常気象により出荷量の不足に悩まされましたが、農協加工品やお取引先の協賛品などの販売強化を行い、売上の増加に努めました。
- 3) 阿蘇農協、日田漁協と連携し、ガルテン 35 周年創業祭、秋の収穫祭、TNC 冬の感謝祭、梅まつり in ももち浜、春まつり等のイベントを実施し集客と売上の増加に結びつけました。

【菌茸事業部】

1. 伝里工場

- 1) 安定した原木供給のため、昨年度はボイラー2基と冷凍機1基を更新し、今年度も冷凍機1基を更新しました。
- 2) 経費削減のため、作業工程の見直しにより人員配置の効率化を行いました。
- 3) 培養の管理改善を行いましたが、安定した原木の供給ができませんでした。

2. 迫分工場

- 1) 芽出や生育不良による優良原木の安定供給ができず、農家の経営安定に貢献できませんでした。

3. 小五馬工場

- 1) ボイラー1基を更新して品質の安定した原木の製造に務めましたが成果に至らず、都築工場の栽培に多大な影響を与えました。

4. 都築工場

- 1) 職員OBの指導と協力を得て改善に取り組みましたが、収量の増加には至りませんでした。
- 2) 従業員や外国技能実習生を対象に、食品工場としての衛生知識や業務認識を向上させる為、研修会を実施しました。
- 3) 雑菌クラドボトリウム対策のため、オゾン発生器を1機追加設置しました。

5. 東釣工場

- 1) 木の花ガルテンで規格を増やし、また、イベント企画を行い、乾燥キクラゲの販売強化に取り組みました。

6. 松原工場

- 1) 設備の老朽化、作業の効率性を考慮し、栽培を休止しています。

7. 中間工場

- 1) 栽培管理を見直し、品質の安定と収量の増加に取り組みました。
8. 伝里文産農場
- 1) 栽培管理を見直し、品質の安定と収量の増加に取り組みました。
9. 施設
- 1) 修理の依頼に対し、迅速な対応を行いました。 【生活事業部】
1. Aコープ
- 1) ミニストップや既存の仕入先からの商品アイテムを増やし幅広い商品供給に取り組みました。
- 2) 買物サポート事業の拡大に取り組み新規利用者を増やすことができました。
- 3) 冠婚葬祭の返礼品の営業に取り組みました。
- 4) 感謝祭、創業祭の感謝セールを行い、お盆や年末年始商材の販売や農業資材等の販売に取り組みました。
2. スタンド
- 1) 法令を遵守し無事故で営業ができました。
- 2) 安全に業務をすすめるため、老朽化した軽油ローリー車を新車に更新しました。
3. ランドリー
- 1) いつも快適に利用して頂けるよう定期的に清掃を行いました。
- 2) ランドリーの老朽化により修理できない機械があり、利用者にはご迷惑をお掛けしました。
4. プロパン
- 1) ガス仕入価格の高騰を受けて、大分県からの補助金があり消費者の値引き対応を行うことができました。
- 2) 無事故でのガス供給ができました。
- 3) ガス機器の斡旋販売ができました。
5. 鎌手支所
- 1) 前年に取り組みが弱かった花苗販売を中心に、長靴や特売商品など、移転後の鎌手支所に置いていなかった商品の販売に取組み、梅・李の不作で減少した売上の回復に努めましたが、十分な回復には至りませんでした。
- 2) 金融部門の一時休止により、皆様にご迷惑をおかけしております。

【総務部】

総務・文化

- 1) 職場環境の見直しに取り組みましたが、職員数が減少しました。
- 2) J Aグループ大分が企画した就職ガイダンスに参加して、大分県内外の大学・短大・専門学校を対象に説明会を実施しました。
- 3) 職員・従業員の減少対策として中途採用募集により数名の人材確保に取り組みました。
- 4) コンプライアンス研修会を開催して、不祥事未然防止に取り組みました。
- 5) 3期目の自己改革工程表は数値目標の完全達成ができませんでした。

【内部監査室】

- 1) 不祥事未然防止のため、内部統制の有効性の検証を主要課題として内部監査計画に沿って適切に実施しました。
- 2) 主体性・独立性を維持し、リスクマネジメント、リスクコントロールを図るための助言機能を充実しました。
- 3) 監事監査、J A大分中央会と連携を図りながら、業務指導的な監査機能を発揮しました。

5. 農業振興活動（リレバン）

- ◇オーガニック（有機無農薬）農業を推進します。
- ◇消費者の求めている安心、安全、健康な食品の生産をします。
- ◇時代に即応した流通の開拓を行います。
- ◇高付加価値生産品開発に努め、収益率の高い農業をめざします。
- ◇若者が継ぎたくなる快適農業を推進します。
- ◇週休三日の余暇で文化の創造を行います。
- ◇都市と農村との交流事業をすすめます。

6. 地域貢献情報（リレバン、法定含む）

- ◇社会貢献活動（社会的責任）
 - ・ 各種募金活動・公益団体等への寄付
 - ・ 献血運動
 - ・ 偽造キャッシュカード対策
- ◇地域貢献情報
 - ・ 地域行事への参加
 - ・ 地域の清掃活動（地域の環境保全、景観保全）
 - ・ 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
 - ・ 都市と農村との交流事業（農業体験等）
 - ・ 年金相談会の開催
 - ・ 年金友の会（グランドゴルフ大会等）
 - ・ 税理士による申告相談会の開催
 - ・ 各種講習会の開催
 - ・ 機関紙「NPC」の発行
 - ・ 農業用廃プラスチックの回収
 - ・ インターネット等を通じた組合員等利用者への情報提供

7. リスク管理の状況

法定

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当組合ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオ（安全性・収益性を考えた有利な分散投資の組合せ）の状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッ

ジ（リスク回避・低減）を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

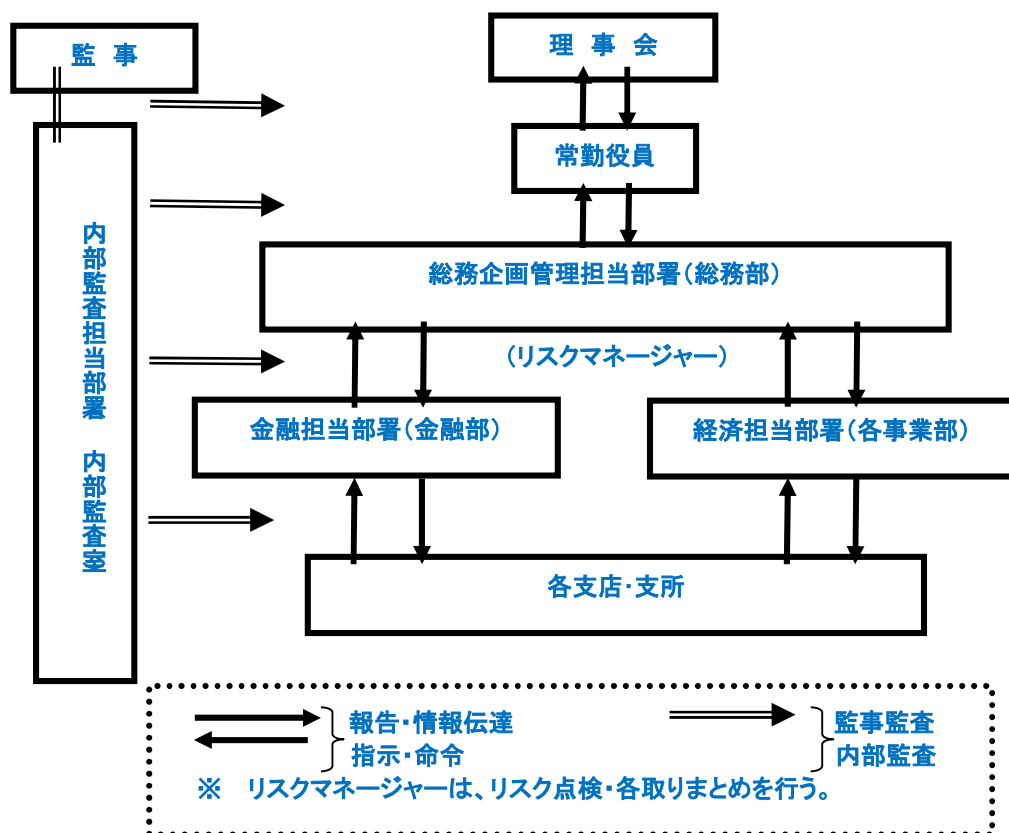
⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

〔リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

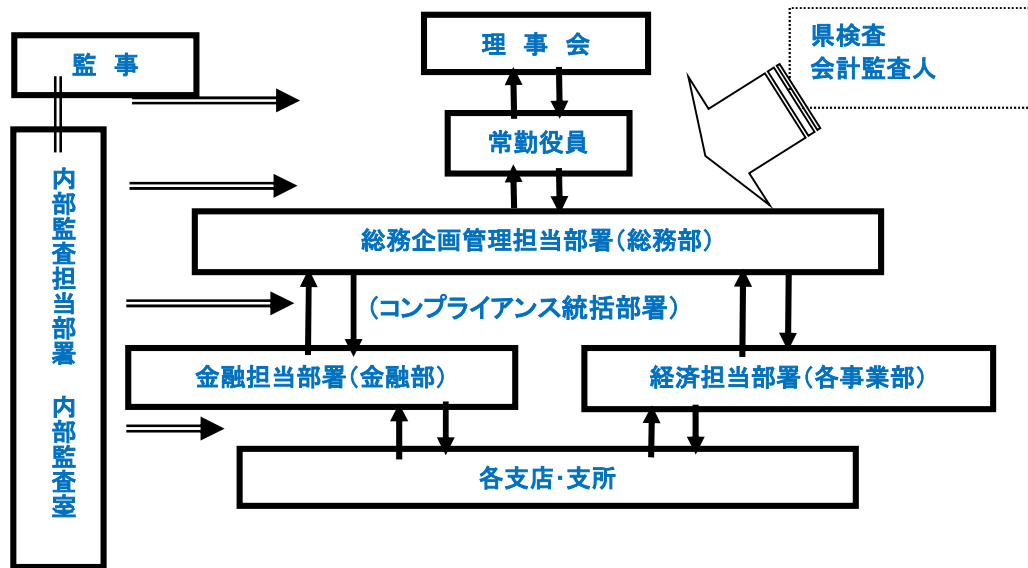
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

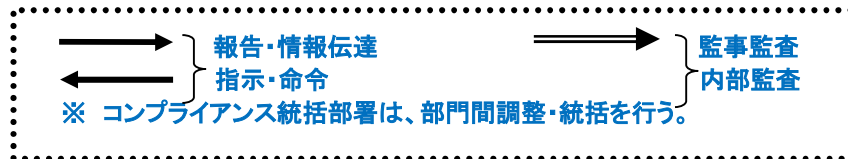
また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

〔法令遵守体制図〕



法令遵守態勢の内容

- (体制の整備・確立) … 理事・監事的意思決定・牽制・法令の運用、理事会等議事録の整備等に関するもの
- (チェック体制) … 監事監査、内部監査、行政検査、中央会監査等に関するもの
- (不祥・苦情対応) … 事実確認と責任の明確化、事故防止対応等に関するもの



◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（電話：0973-52-3151（月～金 8時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会仲裁センター

<https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketu.htm>

天神センター（電話：092-741-3208）

北九州センター（電話：093-561-0360）

久留米センター（電話：0942-30-0144）

①の窓口またはJ Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、組合の本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など

重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇個人情報保護方針等

大分大山町農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

8. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

大分大山町農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動

の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を

効率的に遂行する。

- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 自己資本の状況 法定

◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、39.10%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	大分大山町農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	325 百万円（前年度 318 百万円）

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成20年度より増資運動に取り組んでおりますが、経済不況等による農産物価格の低迷が続き、組合員所得が大幅に減収になったことから、平成23・24・25年度は増資積立を凍結いたしました。令和6年度末の出資金額は、対前年度比7百万円減少の325百万円となっています。

9. 主な事業の内容 法定

(1) 主な事業の内容

(記載例)

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧 (種類、特徴と内容、預入期間、預入金額)

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧 (種類、対象者、資金使途、融資金額、融資期間)

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

その他の業務及びサービス一覧 (種類、内容、特徴など)

◇手数料一覧

○内国為替手数料

○貯金業務に関する手数料

○A T M利用手数料

○貸出金に関する手数料

○その他の業務手数料（債券口座管理、保護預かり、貸金庫、夜間金庫、窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど）

[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

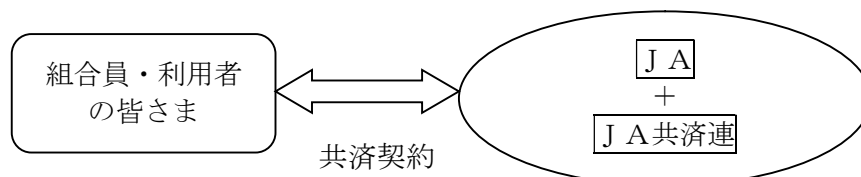
事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

共済商品一覧（種類、内容と特色など）

◇ J A 共済の仕組み（※記載は任意）

J A 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当組合管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを「〇〇ブランド」として認証しています。また、「地産地消」の取り組みとして、毎週土曜日には〇カ所の店舗で朝市を開催するとともに、ファーマーズマーケットを開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

さらに、地元農産物の詰まった「季節の贈り物」（宅配便）を全国の消費者の方にご利用いただいています。

朝市等の開催場所・時間、「季節の贈り物」の内容や問い合わせ先など

◇購買事業

グリーンセンター（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

主な取扱商品など

〔営農・生活相談事業〕

- ◇営農指導相談
- ◇くらしの相談
- ◇健康づくり
- ◇高齢者福祉活動（ホームヘルパー）

〔生活関連事業〕

- ◇介護保険事業
- ◇店舗事業（A コープ）
- ◇自動車事業
- ◇石油（J A－S S）事業 など。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「J Aバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J A・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。

「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJ A等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJ Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金※」等を活用し、個々のJ Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表 法定

科 目	令和5年度	令和6年度
	(令和6年3月31日)	(令和7年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	7,440,756,238	7,369,430,137
(1) 現金	86,731,402	71,751,654
(2) 預金	6,984,393,089	6,932,174,865
系統預金	6,876,992,581	6,846,859,212
系統外預金	107,400,508	85,315,653
(3) 貸出金	370,385,879	364,634,277
(4) その他の信用事業資産	4,807,290	6,486,941
未収収益	2,425,609	4,288,961
その他の資産	2,381,681	2,197,980
(5) 貸倒引当金	▲ 5,561,422	▲ 5,617,600
2 共済事業資産	46,680	39,203
(1) 共済貸付金	0	0
(2) 共済未収利息	0	0
(3) その他の共済事業資産	46,680	39,203
(4) 貸倒引当金	0	0
3 経済事業資産	347,084,074	329,187,492
(1) 受取手形	695,576	802,751
(2) 経済事業未収金	123,951,195	103,713,543
(3) 棚卸資産	219,405,818	221,873,416
購買品	41,730,927	42,834,743
販売品	6,659,335	8,232,996
加工品	122,349,584	122,379,815
その他の棚卸資産	48,665,972	48,425,862
(4) その他の経済事業資産	3,603,086	3,603,045
(5) 貸倒引当金	▲ 571,601	▲ 805,263
4 雑資産	75,883,857	76,741,721
(1) 雑資産	75,883,857	76,741,721
5 固定資産	957,056,436	922,570,783
(1) 有形固定資産	953,577,748	920,074,426
建物	1,387,166,289	1,384,683,137
機械装置	737,710,264	721,491,794
土地	482,937,098	482,937,098
建設仮勘定	0	0
その他の有形固定資産	688,352,828	692,563,756
減価償却累計額	▲ 2,342,588,731	▲ 2,361,601,359
(2) 無形固定資産	3,478,688	2,496,357
その他無形固定資産	3,478,688	2,496,357
6 外部出資	263,910,000	263,910,000
(1) 外部出資	263,910,000	263,910,000
系統出資	251,190,000	251,190,000
系統外出資	10,270,000	10,270,000
子会社等出資	2,450,000	2,450,000
(2) 外部出資等損失引当金	0	0
7 繰延税金資産	18,367,780	19,203,313
資 産 の 部 合 計	9,103,105,065	8,981,082,649

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	(令和6年3月31日)	(令和7年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	7,263,886,210	7,167,783,878
(1) 貯金	7,252,261,925	7,154,806,241
(2) 借入金	0	0
(3) その他の信用事業負債	11,624,285	12,977,637
未払費用	1,337,093	3,158,177
その他の負債	10,287,192	9,819,460
2 共済事業負債	29,533,073	29,192,908
(1) 共済借入金	0	0
(2) 共済資金	17,677,863	17,876,880
(3) 未経過共済付加収入	11,855,210	11,316,028
(4) 共済未払費用	0	0
3 経済事業負債	58,196,532	60,057,507
(1) 経済事業未払金	58,194,932	60,054,307
(2) 経済受託債務	1,600	3,200
4 雑負債	188,602,454	148,013,182
(1) 未払法人税等	5,885,900	1,817,400
(2) リース債務		
(3) 資産除去債務	155,336	155,336
(4) その他の負債	182,561,218	146,040,446
5 諸引当金	79,368,817	84,300,519
(1) 退職給付引当金	49,319,905	55,907,607
(2) 役員退職慰労引当金	30,048,912	28,392,912
6 再評価に係る繰延税金負債	48,898,378	50,145,416
負 債 の 部 合 計	7,668,485,464	7,539,493,410
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	1,316,676,704	1,324,893,380
(1) 出資金	318,065,000	325,940,000
(2) 利益剰余金	1,001,096,704	1,002,883,380
利益準備金	566,300,000	586,300,000
その他利益剰余金	434,796,704	416,583,380
振興資金積立金	100,000,000	100,000,000
教育情報積立金	0	0
特別積立金	304,981,665	304,981,665
当期末処分剰余金	29,815,039	11,601,715
(うち当期剰余金)	(29,815,039)	(8,318,476)
(3) 処分未済持分	▲ 2,485,000	▲ 3,930,000
2 評価・換算差額等	117,942,897	116,695,859
(1) 土地再評価差額金	117,942,897	116,695,859
純 資 産 の 部 合 計	1,434,619,601	1,441,589,239
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,103,105,065	8,981,082,649

2. 損益計算書 法定

(単位：円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
1 事業総利益	392,099,698		364,155,190	
事業収益	2,127,072,197		2,060,726,559	
事業費用	1,734,972,499		1,696,571,369	
(1) 信用事業収益	43,807,395		45,413,283	
資金運用収益	36,209,870		38,099,977	
(うち預金利息)	(25,802,848)		(28,584,867)	
(うち貸出金利息)	(5,966,164)		(5,106,179)	
(うちその他受入利息)	(4,440,858)		(4,408,931)	
役務取引等収益	4,740,132		4,939,407	
その他経常収益	2,857,393		2,373,899	
(2) 信用事業費用	19,814,378		25,396,935	
資金調達費用	359,291		4,659,983	
(うち貯金利息)	(237,964)		(4,585,405)	
(うち給付補てん備金繰入)	(1,379)		(5,391)	
(うち借入金利息)				
(うちその他支払利息)	(119,948)		(69,187)	
役務取引等費用	11,826,273		11,679,932	
その他経常費用	7,628,814		9,057,020	
(うち貸倒引当金戻入益)				
(うち貸倒引当金繰入額)	(138,379)		(56,178)	
信用事業総利益	23,993,017		20,016,348	
(3) 共済事業収益	53,763,014		53,468,263	
共済付加収入	51,454,476		50,465,387	
共済貸付金利息				
その他の収益	2,308,538		3,002,876	
(4) 共済事業費用	3,994,113		3,986,320	
共済借入金利息				
共済推進費	765,977		921,933	
その他の費用	3,228,136		3,064,387	
(うち貸倒引当金繰入額)				
共済事業総利益	49,768,901		49,481,943	
(5) 購買事業収益	409,125,004		371,682,629	
購買品供給高	385,760,953		346,736,215	
修理サービス料				
その他の収益	23,364,051		24,946,414	
(6) 購買事業費用	373,602,723		343,361,076	
購買品供給原価	313,213,748		281,202,112	
購買品供給費				
その他の費用	60,388,975		62,158,964	
(うち貸倒引当金戻入益)	(51,868)		(269,649)	
購買事業総利益	35,522,281		28,321,553	
(7) 販売事業収益	215,010,426		191,688,199	
販売品販売高 (買取販売のみ)	49,760,806		29,739,060	
販売手数料 (受託販売のみ)	22,978,797		23,029,348	
その他の収益	142,270,823		138,919,791	
(8) 販売事業費用	173,752,275		149,699,183	
販売品販売原価 (買取販売のみ)	43,548,907		25,914,510	
販売費	997,076		1,203,792	
その他の費用	129,206,292		122,580,881	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲684)		(12,326)	
販売事業総利益	41,258,151		41,989,016	

科 目	令和5年度	令和6年度
	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
(9) 加工事業収益	353,373,683	322,278,134
(10) 加工事業費用	276,045,856	249,768,554
加工事業総利益	77,327,827	72,509,580
(11) 農業経営事業収益	302,452,789	308,428,594
(12) 農業経営事業費用	275,916,208	277,274,907
農業経営事業利益	26,536,581	31,153,687
(13) その他事業収益	892,540,509	882,356,066
木の花ガルテン事業収益	574,241,655	604,152,166
菌茸事業収益	306,986,447	267,687,172
その他事業収益	11,312,407	10,516,728
(14) その他事業費用	754,689,646	762,387,240
木の花ガルテン事業費用	499,442,697	519,356,069
菌茸事業費用	241,462,411	229,163,214
その他事業費用	13,784,538	13,867,957
その他事業総利益	137,850,863	119,968,826
(15) 指導事業収入	10,757,454	4,804,810
(16) 指導事業支出	10,915,377	4,090,573
指導事業収支差額	▲ 157,923	714,237
2 事業管理費	361,938,964	363,660,845
(1) 人件費	249,380,411	253,121,178
(2) 業務費	10,386,821	11,019,048
(3) 諸税負担金	14,087,075	13,040,702
(4) 施設費	69,582,951	67,931,153
(5) その他事業管理費	18,501,706	18,548,764
事業利益	30,160,734	494,345
3 事業外収益	13,742,727	11,744,247
(1) 受取出資配当金	3,776,600	3,827,800
(2) 賃貸料	1,656,000	1,728,000
(3) 雑収入	8,310,127	6,188,447
4 事業外費用	20,000	20,000
(1) 寄付金	20,000	20,000
(2) 外部出資等損失引当金繰入	0	0
経常利益	43,883,461	12,218,592
5 特別利益	20,558,818	0
(1) 一般補助金	20,365,000	0
(2) 固定資産処分益	193,818	0
6 特別損失	23,657,156	2,136,614
(1) 固定資産処分損	492,157	77,989
(2) その他の特別損失	20,365,000	0
(3) 固定資産圧縮損	2,799,999	2,058,625
税引前当期利益	40,785,123	10,081,978
法人税、住民税及び事業税	6,657,080	2,599,035
法人税等調整額	4,313,004	▲ 835,533
法人税合計	10,970,084	1,763,502
当期剰余金	29,815,039	8,318,476
当期期首繰越剰余金	0	3,283,239
教育情報積立金取壊額	0	0
土地再評価差額金取壊額	0	0
当期末処分剰余金	29,815,039	11,601,715

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	40,785,123	10,081,978
減価償却費	61,627,283	60,976,967
減損損失	0	0
のれん償却額	0	0
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	200,184	289,840
賞与引当金の増減額 (▲は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 853,324	6,587,702
その他引当金等の増減額 (▲は減少)	2,894,400	▲ 1,656,000
信用事業資金運用収益	▲ 36,209,870	▲ 38,099,977
信用事業資金調達費用	359,291	4,659,983
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 3,776,600	▲ 3,827,800
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益 (▲は益)	0	0
固定資産売却損益 (▲は益)	298,339	77,989
雑収入	0	0
雑損失	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (▲) 減	▲ 9,314,116	5,751,602
預金の純増 (▲) 減	3,000,000	▲ 5,000,000
貯金の純増減 (▲)	42,665,116	▲ 97,455,684
信用事業借入金の純増減 (▲)	0	0
その他の信用事業資産の純増減	▲ 437,792	183,701
その他の信用事業負債の純増減	▲ 2,522,796	▲ 510,205
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (▲) 減	0	0
共済借入金の純増減 (▲)	0	0
共済資金の純増減 (▲)	▲ 2,087,459	199,017
未経過共済付加収入の純増減	▲ 95,369	▲ 539,182
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (▲) 減	3,525,642	▲ 3,845,228
経済受託債権の純増減	0	0
棚卸資産の純増 (▲) 減	13,033,623	▲ 2,467,598
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (▲)	1,096,102	1,859,375
経済受託債務の純増減 (▲)	1,600	1,600
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	7,695,941	23,125,359
その他の負債の純増減	16,672,871	▲ 19,247,572
未払消費税等の増減額	31,907,100	▲ 17,273,200
信用事業資金運用による収入	36,289,351	36,236,625
信用事業資金調達による支出	▲ 390,870	▲ 2,796,426
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業分量配当金の支払額	0	0
小 計	206,363,770	▲ 42,687,134
雑利息及び出資配当金の受取額	3,776,600	3,827,800
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	▲ 1,828,180	▲ 6,667,535
災害による保険金収入	0	0
損害賠償金の支出	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	208,312,190	▲ 45,526,869

2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入	0	0
有価証券の償還による収入	0	0
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
補助金の受入れによる収入	2,799,999	2,058,625
固定資産の取得による支出	▲ 39,766,699	▲ 28,627,928
固定資産の売却による収入	5,612,270	0
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 31,354,430	▲ 26,569,303
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金返済による支出	0	0
出資の増額による収入	▲ 11,650,000	14,105,000
出資の払戻しによる支出	▲ 745,000	▲ 6,230,000
持分の取得による支出	285,000	▲ 3,930,000
持分の譲渡による収入	0	2,485,000
出資配当金の支払額	0	▲ 6,531,800
被支配株主への配当金支払額	0	0
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	0	0
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 12,110,000	▲ 101,800
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	164,847,760	▲ 72,197,972
6 現金及び現金同等物の期首残高	705,276,731	870,124,491
7 現金及び現金同等物の期末残高	870,124,491	797,926,519

4. 注記表（令和6年度） 法定

項目	注 記 事 項
重要な会計方針に係る事項の注記	1 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品（肥料、農薬、燃料等）…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 購買品（生活物資、その他生産資材等）………売価還元法による低価法 (2) 販売品………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） (3) 加工品 原材料・貯蔵品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 仕掛品………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） (4) その他の棚卸資産 原材料・貯蔵品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 仕掛品………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した他の部署が査定結果を検証しております。 (2) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

重 要 な 会 計 方 針 に 係 る 事 項 の 注 記	5 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ③ 加工事業 組合員が生産した農産物等を原料に、加工品を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ④ 農業経営事業 当組合が栽培した菌茸を販売する事業であり、当組合は取引相手等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引業者等に対する履行義務は販売品の引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑤ その他事業（木の花ガルテン事業） 出荷者が生産・加工した農産物・加工品等を直販店舗及びインショップで販売する事業であり、当組合は出荷者との契約に基づき、農産物・加工品等を消費者に販売する義務を負っております。この出荷者に対する履行義務は、消費者への販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑥ その他事業（菌茸事業） 菌茸栽培のための原木を組合員等に販売する事業であり、当組合は組合員等との契約に基づき、原木を引き渡す義務を負っています。この組合員等に対する履行義務は原木を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑦ 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
--	--

項目	注記事項
会計上の見積りに関する注記	1 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 19,203,313 円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、回収可能な将来減算一時差異の見積額を限度として行っています。課税所得の見積 額については、令和 7 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
	2 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 6,422,863 円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
	1 固定資産の圧縮記帳額 国庫補助金等により取得した固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は累積で 901,824,429 円であり、その内訳は次のとおりです。 建 物 616,935,956 円 構築物 155,881,389 円 機械装置 87,245,346 円 車両運搬具 7,784,626 円 器具備品 33,822,296 円 そ の 他 154,816 円 また、土地収用法を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 115,156,000 円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 101,645,800 円 土地 13,510,200 円
	2 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務 子会社等に対する金銭債権の総額 15,187,938 円 子会社等に対する金銭債務の総額 5,440,605 円
	3 役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 11,084,532 円
	4 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ i ）から（ iv ）までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 4,765,363 円、危険債権額は 490,000 円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸借対照表に関する注記	

項目	注 記 事 項				
貸借対照表に関する注記	また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 5,255,363 円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日 ●再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 100,511,058 円 ●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。				
損益計算書に関する注記	1 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報 当組合は、事業別の収益及び費用について、加工事業の収益、費用については事業間取引（新開工場売上と外商仕入）の相殺表示を行っておりますが、その他の事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 2 子会社等との取引高の総額 <table> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>4,665,222 円</td></tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>4,599,681 円</td></tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	4,665,222 円	(2) 子会社等との取引による費用総額	4,599,681 円
(1) 子会社等との取引による収益総額	4,665,222 円				
(2) 子会社等との取引による費用総額	4,599,681 円				
金融商品に関する注記	1 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大分県信用農業協同組合連合会へ預け運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。				

項目	注記事項																																																
金融商品に関する注記	市場リスクに係る定量的情報 (トレーディング目的以外の金融商品)																																																
	当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。																																																
	当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。																																																
	金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が7,861,418円減少するものと把握しています。																																																
	当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。																																																
	また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。																																																
	③資金調達に係る流動性リスクの管理																																																
	当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。																																																
	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明																																																
	金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。																																																
2 金融商品の時価に関する事項																																																	
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等																																																	
	当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。																																																
	なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。 (単位：円)																																																
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額 (時価－計上額)</th></tr><tr><td>預金</td><td>6,932,174,865</td><td>6,917,792,480</td><td>▲14,382,385</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>364,634,277</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金(*1)</td><td>▲5,617,600</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>359,016,677</td><td>360,114,016</td><td>1,097,339</td></tr><tr><td>経済事業未収金</td><td>103,713,543</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金(*2)</td><td>▲805,263</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>102,908,280</td><td>102,908,280</td><td>-</td></tr><tr><td>資産計</td><td>7,394,099,822</td><td>7,380,814,776</td><td>▲13,285,046</td></tr><tr><td>貯金</td><td>7,154,806,241</td><td>7,134,892,501</td><td>▲19,913,740</td></tr><tr><td>経済事業未払金</td><td>60,054,307</td><td>60,054,307</td><td>-</td></tr><tr><td>負債計</td><td>7,214,860,548</td><td>7,194,946,808</td><td>▲19,913,740</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額 (時価－計上額)	預金	6,932,174,865	6,917,792,480	▲14,382,385	貸出金	364,634,277			貸倒引当金(*1)	▲5,617,600			貸倒引当金控除後	359,016,677	360,114,016	1,097,339	経済事業未収金	103,713,543			貸倒引当金(*2)	▲805,263			貸倒引当金控除後	102,908,280	102,908,280	-	資産計	7,394,099,822	7,380,814,776	▲13,285,046	貯金	7,154,806,241	7,134,892,501	▲19,913,740	経済事業未払金	60,054,307	60,054,307	-	負債計	7,214,860,548	7,194,946,808	▲19,913,740
	貸借対照表計上額	時価	差額 (時価－計上額)																																														
預金	6,932,174,865	6,917,792,480	▲14,382,385																																														
貸出金	364,634,277																																																
貸倒引当金(*1)	▲5,617,600																																																
貸倒引当金控除後	359,016,677	360,114,016	1,097,339																																														
経済事業未収金	103,713,543																																																
貸倒引当金(*2)	▲805,263																																																
貸倒引当金控除後	102,908,280	102,908,280	-																																														
資産計	7,394,099,822	7,380,814,776	▲13,285,046																																														
貯金	7,154,806,241	7,134,892,501	▲19,913,740																																														
経済事業未払金	60,054,307	60,054,307	-																																														
負債計	7,214,860,548	7,194,946,808	▲19,913,740																																														
	(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。																																																
	(*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。																																																
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明																																																	
【資産】																																																	
①預金																																																	
	満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。																																																

項目	注記事項																																		
金融商品に関する注記	②貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。																																		
	③経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。																																		
	【負債】																																		
	①貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。 また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。																																		
	②経済事業未払金 経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。																																		
	(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。																																		
	(単位：円)																																		
	<table><tr><td></td><td>貸借対照表計上額</td></tr><tr><td>外部出資(※1)</td><td>263,910,000</td></tr><tr><td>合計</td><td>263,910,000</td></tr></table>		貸借対照表計上額	外部出資(※1)	263,910,000	合計	263,910,000																												
		貸借対照表計上額																																	
	外部出資(※1)	263,910,000																																	
合計	263,910,000																																		
(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。																																			
(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額																																			
(単位：円)																																			
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超 2年以内</td><td>2年超 3年以内</td><td>3年超 4年以内</td><td>4年超 5年以内</td><td>5年超</td></tr><tr><td>預金</td><td>6,932,174,865</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金(※1,2)</td><td>90,951,754</td><td>28,175,225</td><td>25,578,237</td><td>21,861,312</td><td>19,200,902</td><td>173,611,484</td></tr><tr><td>経済事業未収金(※3)</td><td>103,348,682</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,126,475,301</td><td>28,175,225</td><td>25,578,237</td><td>21,861,312</td><td>19,200,902</td><td>173,611,484</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預金	6,932,174,865	—	—	—	—	—	貸出金(※1,2)	90,951,754	28,175,225	25,578,237	21,861,312	19,200,902	173,611,484	経済事業未収金(※3)	103,348,682	—	—	—	—	—	合計	7,126,475,301	28,175,225	25,578,237	21,861,312	19,200,902	173,611,484
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																													
預金	6,932,174,865	—	—	—	—	—																													
貸出金(※1,2)	90,951,754	28,175,225	25,578,237	21,861,312	19,200,902	173,611,484																													
経済事業未収金(※3)	103,348,682	—	—	—	—	—																													
合計	7,126,475,301	28,175,225	25,578,237	21,861,312	19,200,902	173,611,484																													
(※1) 貸出金のうち、当座貸越 27,522,975 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。																																			
(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 5,255,363 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。																																			
(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等 364,861 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。																																			

項目	注 記 事 項						
金融商品に関する注記	(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定						
	(単位：円)						
		1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
	貯金(※1)	6,542,391,674	104,951,770	314,056,980	19,745,087	148,679,095	24,981,635
	経済事業未払金	60,054,307	—	—	—	—	—
	合 計	6,602,445,981	104,951,770	314,056,980	19,745,087	148,679,095	24,981,635
	(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。						
退職給付に関する注記	1 退職給付に係る注記						
	(1) 採用している退職給付制度の概要						
	職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。						
	なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。						
	(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表						
	期首における退職給付債務 49,319,905 円						
	退職給付費用 11,125,280 円						
	退職給付の支払額 <u>▲4,537,578 円</u>						
	期末における退職給付債務 55,907,607 円						
	(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当額の調整表						
	退職給付債務 170,723,429 円						
	特定退職金共済制度 <u>▲114,815,822 円</u>						
	未積立退職給付債務 <u>55,907,607 円</u>						
	退職給付引当金 55,907,607 円						
	(4) 退職給付に関連する損益						
勤務費用 <u>11,125,280 円</u>							
退職給付費用 11,125,280 円							
(注)特定退職金共済制度への拠出金 6,214,600 円は「厚生費」で処理しています。							
2 特例業務負担金の将来見込額							
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,928,232 円を含めて計上しています。							
なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、43,456,000 円となっています。							

項目	注 記 事 項																																		
税効果会計に関する注記	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>1,058,376 円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>15,469,634 円</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>1,073,178 円</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労引当金</td><td>7,856,318 円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,561,710 円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>29,019,216 円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>▲9,815,903 円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>19,203,313 円</td></tr> </table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.67%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.19%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲5.25%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>11.34%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>▲14.64%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>▲3.81%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>17.50%</td></tr> </table> (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.67%から28.38%に変更されました。 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は377,038 円増加し、法人税等調整額は377,038 円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は1,247,038 円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。	繰延税金資産		貸倒引当金	1,058,376 円	退職給付引当金	15,469,634 円	減価償却超過額	1,073,178 円	役員退任慰労引当金	7,856,318 円	その他	3,561,710 円	繰延税金資産小計	29,019,216 円	評価性引当額	▲9,815,903 円	繰延税金資産合計 (A)	19,203,313 円	法定実効税率	27.67%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.19%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲5.25%	住民税均等割等	11.34%	評価性引当額の増減	▲14.64%	その他	▲3.81%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.50%
繰延税金資産																																			
貸倒引当金	1,058,376 円																																		
退職給付引当金	15,469,634 円																																		
減価償却超過額	1,073,178 円																																		
役員退任慰労引当金	7,856,318 円																																		
その他	3,561,710 円																																		
繰延税金資産小計	29,019,216 円																																		
評価性引当額	▲9,815,903 円																																		
繰延税金資産合計 (A)	19,203,313 円																																		
法定実効税率	27.67%																																		
(調整)																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.19%																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲5.25%																																		
住民税均等割等	11.34%																																		
評価性引当額の増減	▲14.64%																																		
その他	▲3.81%																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.50%																																		
収益認識に関する注記	収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																																		

5. 剰余金処分計算書 法定

(単位 ; 円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
1. 当期末処分剰余金	29,815,039	11,601,715
2. 剰余金処分額	26,531,800	8,000,000
(1) 利益準備金	20,000,000	80,000,000
(2) 任意積立金取壊額		
特別積立金取壊	0	0
(3) 出資配当金		
普通出資に対する配当金	6,531,800	0
3. 次期繰越配当金	3,283,239	3,601,715

(注) 1. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金 415,924 円が含まれています。

6. 部門別損益計算書 監督指針要請事項
〔令和6年度〕

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,180,120	45,413	53,468	885,649	1,190,785	4,805	
事業費用 ②	1,815,965	25,397	3,986	742,829	1,039,662	4,091	
事業総利益 (①－②) ③	364,155	20,016	49,482	142,820	151,123	714	
事業管理費 ④	363,661	18,630	48,297	137,171	142,807	16,756	
(うち減価償却費 ⑤)	(60,977)	(1,545)	(2,333)	(10,659)	(45,375)	(1,065)	
(うち人件費 ⑤´)	(253,121)	(14,607)	(38,530)	(99,515)	(86,718)	(13,751)	
※うち共通管理費 ⑥		9,701	29,102	81,485	71,785	1,942	△194,015
(うち減価償却費 ⑦)		(736)	(2,208)	(6,181)	(5,445)	(147)	△14,717
(うち人件費 ⑦´)		(6,487)	(19,460)	(54,488)	(48,001)	(1,297)	△129,733
事業利益 (③－④) ⑧	494	1,386	1,185	5,649	8,316	△16,042	
事業外収益 ⑨	11,744	1,203	2,376	2,083	6,082		
※うち共通分 ⑩							△
事業外費用 ⑪	20	20					
※うち共通分 ⑫							△
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	12,218	2,569	3,561	7,732	14,398	△16,042	
特別利益 ⑭	0						
※うち共通分 ⑮							△
特別損失 ⑯	2,136			1,834	302		
※うち共通分 ⑰							△
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	10,082	2,569	3,561	5,898	14,096	△16,042	
営農指導事業分配賦額 ⑲		836	1,925	4,813	8,468	△16,042	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	10,082	1,733	1,636	1,085	5,628		
(⑱－⑲)							

(注) 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益 119,393 千円、事業費用 119,393 千円)を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
 - ・人件費による負担、全管理費の20/85%
 - ・事業利益による負担、全管理費の80/85%
 - ・共済事業負担、全管理費の10%
 - ・信用事業負担、全管理費の5%
- (2) 営農指導事業
 - ・人件費による負担、全営農指導費の10%
 - ・事業利益による負担、全営農指導費の90%

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事業	営 農 指導事業	合 計
共 通 管 理 費 等	5	15	42	37	1	100
営 農 指 導 事 業	3	12	30	55		100

3. 部門別の資産

区 分	計	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事業	営 農 指導事業	共通資産
事業別の総資産							
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)							

(記載上の注意)

貸借対照表の「経済事業資産」について農業関連・生活その他・営農指導の部門別に区分することが困難な場合には合計により表示する。貸借対照表の雑資産以下の項目については、①個別の事業に直接関連している資産は、個別に各事業に割り当て、②共通で使用している資産は、共通資産に集計し、適切な方法により各事業に配分する。

なお、固定資産については、総資産（共通資産配賦後）の内訳として開示する。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

要請及び取り組み方針

確認書

- 1 私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月1日

大分大山町農業協同組合

代表理事組合長 矢羽田 正豪

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 法定

(単位：円、千円又は百万円、口、人、%)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）		2,991,933	2,251,779	2,168,883	2,280,830	2,180,119
	信用事業収益	48,769	48,498	44,148	43,807	45,413
	共済事業収益	69,610	65,364	60,209	53,763	53,468
	農業関連事業収益	960,570	1,264,410	979,636	977,509	885,649
	その他事業収益	1,912,984	873,507	1,084,890	1,205,751	1,195,589
経常利益		53,804	25,840	603	43,883	12,219
当期剰余金		16,703	20,857	▲ 9,559	29,815	8,318
出資金		318,730	323,925	329,715	318,065	325,940
（出資口数）		(63,746)	(64,785)	(65,943)	(63,613)	(65,188)
純資産額		1,408,472	1,425,765	1,416,915	1,434,620	1,441,589
総資産額		8,924,590	9,069,572	8,990,924	9,103,105	8,981,083
貯金等残高		7,072,431	7,236,349	7,209,597	7,252,262	7,167,784
貸出金残高		353,380	351,758	361,072	370,386	364,634
剰余金配当金額		-	-	-	-	-
	出資配当額	-	-	-	-	-
職員数		55	52	43	36	35
単体自己資本比率		30.42	31.35	30.30	32.23	39.10

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表 法定

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	35,851	33,440	▲ 2,411
役務取引等収支	▲ 7,086	▲ 6,741	345
その他信用事業収支	▲ 4,910	▲ 6,739	▲ 1,829
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	23,993 (0.32%)	23,993 (0.32%)	0 (0.00%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	392,100 (4.32%)	364,155 (4.03%)	▲ 27,945 (▲0.29%)
事業純益	30,085	588	
実質事業純益	30,161	494	
コア事業純益	30,161	494	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	30,161	494	

3. 資金運用収支の内訳 法定

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高 A	利 息 B	利 回 B/A×100	平均残高 A	利 息 B	利 回 B/A×100
資金運用勘定	7,266	38	0.52	7,312	38	0.52
うち預金	6,892	32	0.46	6,937	33	0.48
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	374	6	1.6	375	5	1.33
資金調達勘定	7,284	1	0.01	7,283	1	0.01
うち貯金・定期積金	7,284	1	0.01	7,283	1	0.01
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	0	0	0	0	0	0
総資金利ざや	—	—	0.51	—	—	0.51

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、[信連からの預金に係る奨励金](#)が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額 法定

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息	▲ 296	1,922
うち預金	▲ 965	2,782
うち有価証券	—	—
うち貸出金	669	▲ 860
支 払 利 息	▲ 57	4,347
うち貯金・定期積金	▲ 57	4,347
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差し引き	▲ 239	▲ 2,425

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、[信連からの預金に係る奨励金](#)が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標 法定

① 科目別貯金平均残高 法定

(単位：百万円，%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	4,409 (60.5)	4,538 (62.3)	129
定期性貯金	2,866 (39.3)	2,734 (37.5)	▲ 132
その他の貯金	9 (0.2)	10 (0.2)	1
計	7,284 (100.0)	7,282 (100.0)	▲ 2
譲渡性貯金	- -	- -	-
合 計	7,284 (100.0)	7,282 (100.0)	▲ 2

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高 法定

(単位：百万円，%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	2,744 (100.0)	2,616 (100.0)	▲ 128
うち固定金利定期	2,744 (100.0)	2,616 (100.0)	▲ 128
うち変動金利定期	- -	- -	-

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高 法定

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	36	38	2
証書貸付	302	306	4
当座貸越	35	32	▲ 3
割引手形	0	0	0
購買貸越	0	0	0
合 計	373	376	3

② 貸出金の金利条件別内訳残高 法定

(単位：百万円，％)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
固定金利貸出	181	(53.4)	185	(53.9)	4
変動金利貸出	158	(46.6)	158	(46.1)	0
合 計	339	(100.0)	343	(100.0)	4

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高 法定

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯金・定期積金等	21	16	▲ 5
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小 計	21	16	▲ 5
農業信用基金協会保証	225	240	15
その他保証	31	23	▲ 8
小 計	256	263	7
信 用	93	83	▲ 10
合 計	370	362	▲ 8

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 法定

(単位：円、千円又は百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯金・定期積金等	21	16	▲ 5
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小 計	21	16	▲ 5
信 用	93	83	▲ 10
合 計	114	99	▲ 15

⑤ 貸出金の使途別内訳残高 法定

(単位：百万円，％)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
設備資金	259	(70.0)	266	(73.1)	7
運転資金	111	(30.0)	98	(26.9)	▲ 13
合 計	370	(100.0)	364	(100.0)	▲ 6

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高 法定

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
農業	35	(9.5)	26	(7.1)	▲ 9
林業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
水産業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
製造業	4	(1.1)	4	(1.1)	0
鉱業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
建設・不動産業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
電気・ガス・熱供給水道業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
運輸・通信業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
金融・保険業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	44	(11.9)	40	(11.0)	▲ 4
地方公共団体	0	(0.0)	0	(0.0)	0
非営利法人	0	(0.0)	0	(0.0)	0
その他	287	(77.5)	294	(80.8)	7
合 計	370	(100.0)	364	(100.0)	▲ 6

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高 法定

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	—	—	—
穀作	—	—	—
野菜・園芸	767	620	▲ 147
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	34,774	29,381	▲ 5,393
農業関連団体等	—	—	—
合計	35,541	30,001	▲ 5,540

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	35,541	30,001	▲ 5,540
農業制度資金	0	0	0
農業近代化資金	0	0	0
その他制度資金	0	0	0
合計	35,541	30,001	▲ 5,540

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債権区分		保全額				
		債権額	担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	4,673			4,673	4,673
	令和6年度	4,765			4,765	4,765
危険債権	令和5年度					0
	令和6年度	490	490			490
要管理債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0				0
小 計	令和5年度	4,673	0	0	4,673	4,673
	令和6年度	5,255	490	0	4,765	5,255
正常債権	令和5年度	365,732				
	令和6年度	359,593				
合 計	令和5年度	370,405				
	令和6年度	364,848				

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 法定
 該当する取引はありません。

- ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 法定

(単位：千円)

区 分	令和5年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	845	888		845	888	888	852		888	852
個別貸倒引当金	4,578	4,673		4,578	4,673	4,673	4,765		4,673	4,765
合 計	5,423	5,561	0	5,423	5,561	5,561	5,617	0	5,561	5,617

- ⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
貸出金償却	—	—	—
購買債権償却	—	—	—
貸倒損失	—	—	—

- (3) 内国為替取扱実績 法定

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	4,334	10,823	4,364	13,174
	金 額	1,673,512	1,437,952	1,689,639	1,877,814
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	0	0	0	0
雑為替	件 数	41	124	35	98
	金 額	2,056	25,470	22,090	7,818
合 計	件 数	4,375	10,947	4,399	13,272
	金 額	1,675,568	1,463,422	1,711,729	1,885,632

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 法定

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高 法定

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高 法定

該当する取引はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等 法定

① 有価証券の時価情報 法定

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報等 法定

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引 法定

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	72,210	5,771,726	57,870	5,416,066
	定期生命共済	0	178,900	0	148,900
	養老生命共済	75,000	5,281,572	52,500	4,734,396
	こども共済	30,000	1,516,600	17,500	1,305,500
	医療共済	0	73,500	0	73,500
	がん共済	0	4,500	0	4,500
	定期医療共済	0	48,900	0	46,900
	介護共済	0	10,181	1,040	11,222
	年金共済	0	0	0	0
建物更生共済		998,200	17,321,450	632,500	17,206,952
合 計		1,145,410	28,690,729	743,910	27,642,436

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		5 5,800	3,506 19,900	5 3,910	3,329 24,240
がん共済		0	230	0	235
定期医療共済		0	232	0	212
合 計		5 5,800	3,968 19,900	5 3,910	3,776 24,240

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	5,500	31,113	1,500	32,613
認知症共済	0	5,000	0	5,000
生活障害共済（一時金型）	0	0	0	0
生活障害共済（定期年金型）	0	0	0	0
特定重度疾病共済	3,000	5,000	0	5,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	700	64,960	2,170	59,932
年金開始後	0	26,720	0	27,371
合 計	700	91,680	2,170	87,303

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	金額(千円)	掛金(千円)	金額(千円)	掛金(千円)
火災共済	933,440	980	913,340	984
自動車共済		57,444		54,492
傷害共済	5,430,500	685	3,798,500	599
団体定期生命共済	0	0	0	0
定額定期生命共済	0	0	0	0
賠償責任共済		6		6
自賠責共済		18,529		18,991
合 計		77,644		75,072

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

該当する取引はありません。

②買取購買品

(単位：千円)

種 類			令和 5 年度	令和 6 年度
			供給高	供給高
生産資材	肥 料		25, 814	23, 327
	農 薬		13, 658	12, 457
	飼 料		186	155
	農業機械		0	0
	燃 料		213, 621	193, 040
	そ の 他		53, 661	40, 883
	計		306, 940	269, 862
生活資材	食 品	米	165	444
		一般食品	54, 828	52, 265
	日用保険雑貨		8, 546	8, 314
	家庭燃料		15, 281	15, 851
	計		78, 820	76, 874
合計			385, 760	346, 736

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
米	239	166
麦・豆・雑穀		
野 菜	1,061,237	1,094,631
果 実	107,461	77,034
花き・花木	1,625	1,213
畜 産 物		
林 産 物		
そ の 他		
合 計	1,170,562	1,173,044

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
農産物セット	49,761	29,739
合 計	49,761	29,739

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

該当する取引はありません。

(4) 利用事業取扱実績

該当する取引はありません。

(5) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
	収益	収益
加工 収益	353,374	322,278
加工 費用	276,046	249,769
差引	77,328	72,509

(6) 福祉事業取扱実績

該当する取引はありません。

(7) 介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

(8) 指導事業取扱実績

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
収 入	10,757	4,805
支 出	10,915	4,091
差 引	▲ 158	714

IV 経営諸指標

1. 利益率 法定

(単位：％)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.49	0.14	▲ 0.35
資本経常利益率	3.08	0.85	▲ 2.23
総資産当期純利益率	0.33	0.09	▲ 0.24
資本当期純利益率	2.09	0.58	▲ 1.51

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率 法定

(単位：％)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯貸率	期 末	5.10	5.10	0.00
	期中平均	5.12	5.16	0.04
貯証率	期 末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況 法定

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目		令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		1,310,145	1,324,893
	うち、出資金及び資本準備金の額	318,065	325,940
	うち、再評価積立金の額	0	0
	うち、利益剰余金の額	1,001,097	1,002,883
	うち、外部流出予定額 (△)	0	0
	うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,386	1,293
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,386	1,293
	うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0	0
	うち、回転出資金の額	0	0
	うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)		1,311,531	1,326,186
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		3,479	2,496
	うち、のれんに係るものの額	0	0
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,479	2,496
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		0	0
適格引当金不足額		0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		0	0
前払年金費用の額		0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額		0	0
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		0	0
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		3,479	2,496

自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））		（ハ）	
1,308,052			1,323,690
リスク・アセット等		（三）	
信用リスク・アセットの額の合計額			
3,364,061			3,297,405
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		0
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		
	うち、繰延税金資産		
	うち、前払年金費用		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
	うち、上記以外に該当するものの額		0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		693,930	87,836
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額		（ニ）	
4,057,990			3,385,242
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		32.23%	39.10%

（注）

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
			a	b=a×4%
	現金	86,731	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	我が国の地方公共団体向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,984,462	1,397,192	55,888
	法人等向け	25,028	25,028	1,001
	中小企業等向け及び個人向け	15,043	11,282	451
	抵当権付住宅ローン	4,996	1,748	70
	不動産取得等事業向け			
	三月以上延滞等	0	0	0
	取立未決済手形	2,381	476	19
	信用保証協会等保証付	225,466	22,546	902
	共済約款貸付			
	出資等	24,470	24,470	979
	他の金融機関等の対象資本調達手段	239,440	598,600	23,944
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの			
	複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産			
	固定資産・その他	1,211,948	1,211,948	48,478
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	0	0	0
	上記以外	95,838	75,120	3,005
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		8,915,803	3,368,410	134,736
CVAリスク相当額÷8%				
中央清算機関関連エクスポージャー				
信用リスク・アセットの額の合計額		8,915,803	3,368,410	134,736
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
<基礎的手法>		a		b=a×4%
		693,925		27,757
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b=a×4%
		4,057,990		162,320

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

÷ 8%

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	71,751,654	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	0	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	0	0	0
	我が国の政府関係機関向け	0	0	0
	地方三公社向け	0	0	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,934,198,745	1,387,601,529	55,504,061
	(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	0	0	0
	カバード・ボンド向け	0	0	0
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0
	(うち特定貸付債権向け)	0	0	0
	中堅中小企業等向けおよび個人向け	75,351,461	54,069,449	2,162,778
	(うちトランザクター向け)	50,000	22,500	900
	不動産関連向け	44,656,287	28,110,939	1,124,438
	(うち自己居住用不動産等向け)	44,656,287	28,110,939	1,124,438
	(うち賃貸用不動産向け)	0	0	0
	(うち事業用不動産関連向け)	0	0	0
	(うちその他不動産関連向け)	0	0	0
	(うちADC向け)	0	0	0
	劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	5,256,904	737,312	29,492
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	299,338	299,338	11,974
	取立未済手形	2,197,980	439,596	17,584
	信用保証協会等による保証付	240,467,636	23,759,403	950,376
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
	共済約款貸付	0	0	0
	株式等	12,720,000	12,720,000	508,800

上記以外	1,413,247,526	1,789,667,665	71,586,707
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	251,190,000	627,975,000	25,119,000
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,162,057,526	1,161,692,665	46,467,707
証券化	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0
(うち短期STC要件適用分)	0	0	0
(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
(うちルックスルー方式)	0	0	0
(うちマンドート方式)	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー計	8,800,147,531	3,297,405,231	131,896,209
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	8,800,147,531	3,297,405,231	131,896,209
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	0	0	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	87,836,313	3,513,453	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	3,385,241,544	135,409,662	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円又は百万円)

	6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	87,836,313
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,513,453
BI	58,557,544
BIC	7,026,905

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

(記載例)

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	8,920,551	371,043			4,523	8,800,148	366,032			4,644
	国外										
地域別残高計		8,920,551	371,043			4,523	8,800,148	366,032			4,644
法人	農業	7,233	7,233				253,321	4,781			
	林業										
	水産業										
	製造業	4,523	4,523			4,523	4,644	4,644			4,644
	鉱業										
	建設・不動産業										
	電気・ガス・熱供給・水道業										
	運輸・通信業										
	金融・保険業	6,986,845	0				6,936,397	0			
	卸売・小売・飲食・サービス業						2,650				
	日本国政府・地方公共団体										
	上記以外	286,798	22,888				34,301	21,581			
	個人	336,399	336,399			0	335,026	335,026			0
	その他	1,298,753					1,233,809				
業種別残高計		8,920,551	371,043	0	0	4,523	8,800,148	366,032	0	0	4,644
残存期間別残高計	1年以下	6,872,033	47,573				6,977,876	43,677			
	1年超3年以下	18,050	18,050				17,608	17,608			
	3年超5年以下	28,323	28,323				31,466	31,466			
	5年超7年以下	48,402	48,402				28,698	28,698			
	7年超10年以下	33,646	33,646				28,745	28,745			
	10年超	167,654	167,654				177,359	177,359			
	期限の定めのないもの	1,752,443	27,395				1,538,396	38,479			
残存期間別残高計		8,920,551	371,043				8,800,148	366,032			

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,310	1,386		1,310	1,386	1,386	1,293		1,386	1,293
個別貸倒引当金	4,622	4,747		4,622	4,747	4,747	5,130		4,747	5,130
合 計	5,932	6,133	0	5,932	6,133	6,133	6,423	0	6,133	6,423

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首残高	期中増加 額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加 額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国内	4,622	4,746		4,622	4,746		4,746	5,130		4,746	5,130	
	国外												
地域別計		4,622	4,746	0	4,622	4,746		4,746	5,130	0	4,746	5,130	
	法人	農業											
		林業											
		水産業											
		製造業	4,376	4,507		4,376	4,507		4,507	4,644		4,507	4,644
		鉱業											
		建設・不動産業											
		電気・ガス・熱供給・水道業											
		運輸・通信業											
		金融・保険業											
		卸売・小売・飲食・サービス業											
		上記以外	45	0		45	0		0	0		0	0
		個人	201	239	0	201	239		239	486	0	239	486
	業種別残高計		4,622	4,746	0	4,622	4,746	0	4,746	5,130	0	4,746	5,130

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

[令和6年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	71,752		71,752			0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機構向け	10~20						
我が国の政府関係機関向け	10~20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	6,934,199		6,934,199		1,387,602	20.01
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150						
カバード・ボンド向け	10~100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150						
（うち特定貸付債権向け）	20~150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	74,170	11,814	61,216	1,181	54,070	86.65
（うちトラザクター向け）	45						
不動産関連向け	20~150	44,656		42,846		28,111	65.61
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	44,656		42,846		28,111	65.61
（うち賃貸用不動産向け）	30~150						
（うち事業用不動産関連向け）	70~150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	490	15	490	1	737	150.10
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	299		299		299	100.00
取立未済手形	20	2,198		2,198		440	20.02
信用保証協会等による保証付	0~10	240,468		237,594		23,759	10.00
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400						
共済約款貸付	0						

上記以外		100~1250						
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400						
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	251,190		251,190		627,975	250.00
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	12,720		12,720		12,720	100.00
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,164,189		1,164,189		1,164,189	0
証券化		二						
	(うちSTC要件適用分)	二						
	(短期STC要件適用分)	二						
	(うち不良債権証券化適用分)	二						
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	二						
再証券化		二						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		二						
未決済取引		二						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		二						
合計(信用リスク・アセットの額)		二	8,796,331	11,829	8,778,693	1,182	3,296,468	37.55

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

[令和6年度]

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け																
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																
地方三公社向け																
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け																
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,930,992		1,000				2,205							1	6,934,198	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け																
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）																
（うち特定貸付債権向け）																
	100%			150%			250%			400%			その他			合計
劣後債権及びその他資本性証券等																
株式等							12,720						0			12,720
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	50			2,009			42,689			17,649			62,397			
（うちトランザクター向け）	50									0			50			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け					10,059						32,786	1	42,846			

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け												
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計					
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け												
	60%				その他				合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け												
	100%			150%			その他			合計		
不動産関連向け うちA D C向け												
	50%		100%		150%		その他		合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	0		0		490		1		491			
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞			299				0		299			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計	
現金	71,751								0		71,751	
取立未済手形					2,197				0		2,197	
信用保証協会等による保証付	0		237,408						185		237,593	
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付												
共済約款貸付												

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度について

は、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0 %		86,731	86,731
	リスク・ウェイト 2 %			0
	リスク・ウェイト 4 %			0
	リスク・ウェイト 10 %		225,466	225,466
	リスク・ウェイト 20 %		6,985,845	6,985,845
	リスク・ウェイト 35 %		4,997	4,997
	リスク・ウェイト 50 %		1,073	1,073
	リスク・ウェイト 75 %		15,209	15,209
	リスク・ウェイト 100 %		1,365,268	1,365,268
	リスク・ウェイト 150 %		0	0
	リスク・ウェイト 250 %		239,440	239,440
	その他			0
リスク・ウェイト 1250 %				0
計		0	8,924,029	8,924,029

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均 値（％）	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	7,273,941			7,259,647
40%～70%	2,205	500	10%	2,255
75%	35,802	8,047	10%	34,796
80%				
85%	11,524			11,524
90%～100%	44,267	2,549	10%	42,989
105%～130%				
150%	490			490
250%	12,720			12,720
400%				
1250%				
その他	0	732	10%	73
合計	7,380,951	11,829	10%	7,364,497

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「C C Fの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(記載例)

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け			
法人等向け			
中小企業等向け及び個人向け			
抵当権住宅ローン			
不動産取得等事業向け			
三月以上延滞等			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外	7,800		
合計	7,800	0	0

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,051,768	0	0
自己居住用不動産等向け	0	0	0
賃貸用不動産向け	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合計	6,051,768	0	0

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しております。

告示に定める簡便的リスク測定方式簡便法によりCVAリスク相当額を計算し、CVAリスク相当額÷8%を信用リスク・アセット額とする。

以下の1から3以外の者を取引相手方とする派生商品取引（CVA カバー取引）を対象となります。

1 適格中央清算機関

2 当組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合に、次に掲げる要件を全て満たす取引にかかる直接清算参加者

（1）当組合のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合の当組合の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関または直接清算参加者が講じていること。

a 直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合

b 他の間接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合

（2）直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合に、当組合が追加的負担を負うことなく、当該トレード・エクスポージャーに関する契約を他の直接清算参加者または適格中央清算機関が継続または承継する枠組みがあること。

3 資金清算機関等

◇CVA リスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

該当取引はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当組合では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・ 定義
- ・ 基本的考え方
- ・ 体制：会議体、部門、部署
- ・ その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇B I の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）および FC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオ（安全性・収益性を考えた有利な分散投資の組合せ）の状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ（リスク回避・低減）を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場				
非上場	263,910	263,910	263,910	263,910
合 計	263,910	263,910	263,910	263,910

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクス	—	—

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によっ

て随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle E V E$ および $\angle N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\angle E V E$ および $\angle N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\angle E V E$ および $\angle N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	0	0	0	0
2	下方平行シフト	51	19	1	1
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	8	7		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	19	16		
7	最大値	51	19	1	1
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,324		1,308	

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	14,602	2,894

(注1) 対象役員は、理事9名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員及び当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和5年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 令和6年度において当組合の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

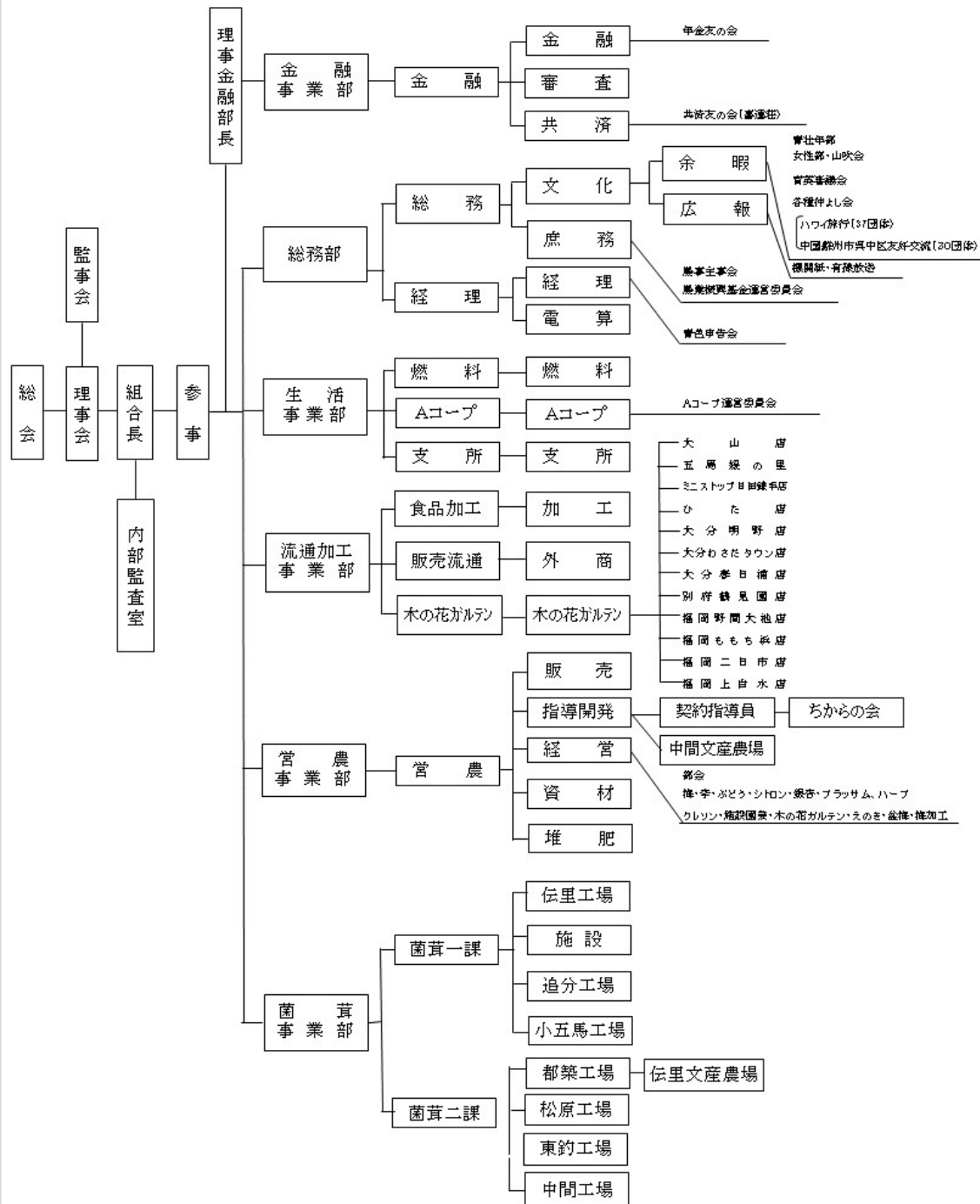
3. その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【JAの概要】

1. 機構図 法定

大分大山町農業協同組合組織図



2. 役員構成

①役員一覧 法定

(令和7年3月現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	矢羽田 正豪	常 勤	有	実践的能力者
理 事	河 津 文 昭	常 勤	無	理事営農部長、実践的能力者
〃	新 田 耕 三	非常勤	無	認定農業者
〃	矢 野 裕 次 郎	非常勤	無	認定農業者
〃	黒 川 正 美	非常勤	無	実践的能力者
〃	河 津 子 一 呂	非常勤	無	認定農業者に準ずる者
〃	森 あ ゆ み	非常勤	無	女性理事、認定農業者
〃	森 敬 子	非常勤	無	女性理事
〃	中 嶋 忠 彦	常 勤	無	信用共済担当職員兼務理事金融部長、実践的能力者
〃	三 笥 禎 彦	常 勤	無	職員兼務理事流通加工部長、実践的能力者
代表監事	矢羽田 九二夫	非常勤		
監 事	河 津 辰 己	非常勤		
〃	川 津 政 利	非常勤		
〃	諫 山 正 人	非常勤		
〃	一 木 俊 廣	非常勤		員外監事（弁護士）

3. 会計監査人の名称

○会計監査人は設置していません。

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員	541	525	▲ 16
個 人	534	518	▲ 16
法 人	7	7	0
准組合員	288	287	▲ 1
個 人	280	278	▲ 2
法 人	8	9	1
合 計	829	812	▲ 17

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構成員数 (名)	組 織 名	構成員数 (名)
農事主事会	37	施設園芸部会	141
青壮年部	57	ブラッサム・ハーブ部会	45
女性部	39	クレソン部会	30
山吹会	9	エノキ部会	31
年金友の会	566	木の花ガルテン部会	277
梅部会	145	盆梅部会	15
李部会	65	青色申告会	75
ぶどう部会	6	梅加工部会	41
シトロン部会	22	ちからの会	20
銀杏部会	22		

当組合の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況 法定

(令和7年3月現在)

該当する業者はありません。

7. 地区一覧

大分県日田市大山町
大分県日田市前津江町赤石地区の一部

8. 沿革・あゆみ

昭和23.	4.20	農協創立
		初代組合長 石橋深見氏
昭和24		2代目組合長 周宝時雄氏
昭和29		3代目組合長 矢幡治美氏
昭和32		有線放送開通
昭和36		第1次NPC運動
昭和41		第1回NPCハワイ旅行団出発
昭和46		機関紙「NPC」創刊
昭和47		食品加工開始
昭和51		伝里工場完成(エノキ茸)
		エノキ分工場33戸完成
		ドライブイン「シャローム」落成
昭和54		Aコープ大山店開店
		キノコ原菌工場完成
昭和55		「喜運荘」町民憩いの家
昭和56		農協青壮年部結成
昭和57		名称「大分大山町農業協同組合」に変更
昭和58		エノキ茸10億円達成
昭和60		堆肥工場操業
昭和61		すもも1億円達成
昭和62		4代目組合長 三笥啓之助氏
平成元年		中国合弁会社設立
平成2		木の花ガルテン オープン
平成3		さくらんぼ苗ポット栽培
平成4		木の花ガルテン(長住店)オープン
平成5		木の花ガルテン(松崎店)オープン
		5代目組合長 清瀧 望氏
平成6		新開漬物工場竣工

平成 7	木の花ガルテン（大分店）オープン 梅の木工房オープン
平成 8	クレソン1億円達成
平成 9	ハーブ1億円達成 6代目組合長 三笥 卓爾氏
平成13	木の花ガルテン大山店（オーガニック農園）オープン
平成14	木の花ガルテン大山店（桜カフェ）オープン
平成15	木の花ガルテン別府鶴見園店オープン 木の花ガルテンボンラパス西新店オープン 木の花ガルテン野間大池店オープン
平成16	木の花ガルテンひた店オープン かまで総合センター開業
平成17	7代目組合長 矢幡 欣治氏 堆肥散布ローラー作戦 始動
平成18	木の花ガルテン明野レストランオープン 木の花ガルテン大山店（きのこレストラン）オープン
平成19	木の花ガルテン福岡市原店オープン 木の花ガルテン大分市春日浦店オープン 第5回全国梅干コンクール 開催
平成21	エノキ茸液体種菌導入 株式会社農業法人五馬市設立
平成22	木の花ガルテンもち浜店オープン 8代目組合長 矢羽田 正豪氏
平成25	木の花ガルテン大山店「農産品バザール館」 拡張及び集出荷所の移設、「木の花パン 田苑」新設 木の花ガルテン小郡店「農産品直販所・ 農家おもてなしレストラン」オープン
平成26	農業者のテーマパーク「いのち・よみがえる 木の花ガルテン五馬媛の里」オープン
平成28年	都築工場稼働（エノキ栽培施設） 木の花ガルテンマックスバリュ二日市店オープン 木の花ガルテンマックバリュ上白水店オープン
平成29年	農業後継者の集い「ちからの会」結成
平成30年	日田漁業協同組合、阿蘇農業協同組合と包括的経済連携 協定締結
平成31年	中間地区地域集落文産農場
令和元年	木の花ガルテン野間大池店直販事業移転オープン
令和2年	中間地区地域集落文産農場 休憩談話室併設
令和3年	伝里地区地域集落文産農場
令和4年	鎌手支所移転オープン 鎌手支所給油所オープン ミニストップ日田鎌手店オープン

9. 店舗等のご案内

法定

(令和7年3月現在)

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
本所	農協本所	日田市大山町西大山3487番地	ATM設置
支所	鎌手支所	日田市大山町西大山5886-1番地	
キノコ培養	伝里第一工場	日田市大山町東大山2065番地	
	中間工場	日田市大山町東大山2869-1番地	
	追分第一工場	日田市大山町西大山6140-1番地	
	追分第二工場	日田市大山町西大山6144番地	
	小五馬工場	日田市大山町東大山3942-2番地	
	都築工場	日田市大山町東大山1715番地	
	伝里文産農場	日田市大山町東大山2065番地	
	東釣工場	日田市大山町東大山1809番地	
	松原工場	日田市大山町西大山8425番地の1	
堆肥工場	中津尾工場	日田市大山町西大山6127-1番地	
	奥畑工場	日田市大山町西大山5674番地	
直販所	木の花ガルテン大山店	日田市大山町東大山274-1番地	ATM設置
	木の花ガルテンMS日田鎌手店	日田市大山町西大山5886-1番地	
	木の花ガルテンひた店	日田市大字渡里柿町1153-20	
	木の花ガルテンももち浜店	福岡市早良区百道浜2-3-2	
	木の花ガルテン野間大池店	福岡市南区寺塚1-9-28	
	木の花ガルテン明野店	大分市明野東1-1-1	
	木の花ガルテンわさだタウン店	大分市玉沢字楠本755番地の1	
	木の花ガルテン春日浦店	大分市王子北町5番1号	
	木の花ガルテン鶴見園店	別府市大字南立石2139-1	
	木の花ガルテン二日市店	筑紫野市二日市西2丁目10番1号	
	木の花ガルテン上白水店	春日市上白水4丁目5番地	
加工場	新開工場	日田市大山町西大山6173番地	
施設	五馬媛の里	日田市天瀬町五馬市691番地	
	小五馬農産品集出荷場	日田市大山町東大山4042-1	
	中間地区地域集落文産農場	日田市大山町東大山2762-2	
	喜運荘	別府市鉄輪846-2	